第７回

税法入門

組合員の収入の所得区分が争われた事案（りんご生産組合事件）

事案の概要

りんご生産等の事業を営むことを目的として設立された民法上の組合（以下「本件組合」という）の組合員Xが，組合の事業に従事し，組合から労務費名目で金員の支払を受けていた。Xは，この金員を「給与所得」にかかる収入であるとして所得税の再修正申告をしたところ，Y税務署長がこれを「事業所得」にかかる収入であるとして更正処分及び過少申告加算税賦課決定処分をしたため，Xがその処分の取り消しを求めた事案である。

※Xの地位は，りんごの生産指導をする管理者（非組合員）の指示を受けながら管理者を補助し，一般作業員とともに作業に従事する立場の組合員（専従者）であった。管理者と専従者は，組合総会において選出され，その労費は組合で負担し，日給制を基本としており，組合では労務費として経費に計上されていた。

主たる争点

本件組合の組合員であるXに対する労務費名目の金員の支払は，形式的にみて，組合事業に係る利益の分配となり，Xの事業所得に該当するのか，または，実質を重視して，Xの労務の提供に対する報酬の支払としてXの給与所得に該当し組合の必要経費に算入すべきであるのかが争われた。

一審は，Xの本件組合からの収入は，「自己の計算と危険」という要素の入り込む余地がないものであって単なる労働の対価としての意味を有するに過ぎず，給与所得に該当するとした。これに対し，二審は，Xに対する金員は，本件組合に発生した事業所得を組合員であるXに分配するものであるとして，一審判決を取り消し，Xの請求を棄却した。Xが上告。

判決要旨

●最判平成13年7月13日

「民法上の組合の組合員が組合の事業に従事したことにつき組合から金員の支払を受けた場合」，当該支払が組合事業に係る利益の分配か給与等の支払に該当するかは，「当該支払の原因となった法律関係についての組合及び組合員の意思ないし認識，当該労務の提供や支払の具体的態様等を考察して客観的，実質的に判断すべきものであって，組合員に対する金員の支払であるからといって当該支払が当然に利益の分配に該当するもの」ではなく，本件の場合，当事者は専従者に対する労務費の支払を雇用ないし雇用類似の法律関係に基づくものと認識しており，労務費は，本件組合の利益の有無ないしその多寡とは無関係に決定され，支払われていたとみられ，専従者は管理者の指揮命令に服して労務を提供していたとみられるという事実関係からすると，Xが「本件組合から労務費として支払を受けた本件収入をもって労務出資をした組合員に対する組合の利益の分配であるとみるのは困難というほかなく，本件収入に係る所得は給与所得に該当すると解するのが相当である」。

コメント

民法上の組合の所得は出資持ち分等に応じて組合員の所得となるとされていることから，組合員が組合の事業に従事したことにつき組合から金員の支払を受けた場合，組合の事業から生じた利益の分配と考えられるが，本判例は，労務提供の態様，当該金員の支払の具体的態様等を詳細に検討し，実質的判断から，給与等の支払に該当する旨の事例判断をしたものである。

＜参考文献＞

判例時報1763号195頁
金子宏　租税法第10版
判例タイムズ1026号157頁（一審判決）
訟務月報46巻9号（二審判決）

（税務特別委員会副委員長　池田 里江）